

大ニユース

版 コ ス ネ シ

道新 No. 48

和歌山の災案

9400

高専 No. 133

本編同 No. 298

1/2

猛台風空前の大惨害

(1700)

九月二十六日の夕刻紀伊半島に上陸した台風十五号は本州中部を襲い、最大風速五〇メートルの暴風雨と高潮は、愛知、三重、両県に空前の被害をもたらしました。四十八メートルの暴風雨に襲われた名古屋市中では、中村アパート二棟が倒壊して五十名が下敷きとなりましたが、港湾など南部一帯では庄内川の氾らんが高潮のため泥海と化し中でも南陽町は濁流の中に孤立したまま手の施しようもない有様です。

知多半島の半田市では海岸堤防の決壊から高潮が押し寄せ二〇〇戸の家が跡型もなく流失、死者行方不明は三〇〇以上に及びました。

さらに、三重県桑名一帯と愛知県海部郡一帯は木曾川と長良川の決壊で泥海の中に孤立、一切の連絡が途絶した中で、水嵩は増すばかり、死者行方不明はおびただしい数に及び、濁流に洗われる市街のあちこちには収容できない遺体が浮き沈みしており目を覆う惨状です。

なお連絡網の回復によつて被害の状態はさらに拡大死者は三〇〇人以上。昭和九年の室戸台風をはるかに上廻り、史上空前の被害を記録するものとみられています。昭九年の室戸山政策にたいして強い不満がきかれるとともに、被災地の人びとは一日も早い救援の手を待っています。

カメラ・ルポ

刑事裁判と人権

『真昼の暗黒』と騒がれ、裁判批判の口火を切つた八海事件の判決公判が九月二十三日広島高裁で開かれました。

この事件は去る二十六年、山口県八海村で早川惣兵衛さん夫妻を殺害、五名の容疑者が逮捕され共犯か単独犯かを争い最高裁へ上告されたものです。そして一昨年、『事実誤認の疑いがある』として差戻されたわけです。

それから足かけ三年、四度目の審判を迎えました。判決は検察側の共犯説をしりぞけ、被告全員を無罪、ここに八海事件は刑事裁判における証拠第一主義の原則を貫いたのです。

然し、殺したという証拠もなく、殺さなかつたというアリバイもあるのに一つしかない真実がなぜ二つにも分れるのだろうか、かつて捜査に当つた山崎元巡查と二俣事件のある容疑者は拷問の事実を身振り素振り語っています。

こうして刑事裁判における人権の保障は、ややもすれば忘れられようとしています。

82300

71300

52000